

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2290号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税・送料含む) 振替口座00110 8 47697



馬肥ゆる(長野県開田村)

もくじ

政 活 活 随 情

策 動 動 動 報 想

介護保険の円滑なスタートに全力＝平成十二年度厚生省予算概算要求重点施策……	(2)
核燃料事故で緊急要望＝三団体……	(3)
永年の功績を称え自治大臣表彰……	(6)
平成十年度町村有物件災害共済事業の概要報告(財)全国自治協会……	(7)
我が町……	(9)
政策リーダー……	(11)
徳島県町村会長・驚敷町長 助岡克則……	

●写真募集●
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

閑話休題

いわゆる分権一括法による改正後の地方自治法(改正自治法)は、分権改革にふさわしくいくつかの新たな原則を打ち出している。その一つは、国と都道府県・市町村との間の役割分担という観点を取り入れ、地域における行政の実施は基本的に地方公共団体の役割であり、国はこの地方公共団体の役割を尊重し、地方公共団体との適切な役割分担に配慮しなければならない旨を定めたことである(一条の二第一項・第二項)。「住民に身近な行政は、改正自治法は、できるだけ地方公共団体にゆだねる」という言い方も出てくる。

これに照応させ、改正自治法は、地方公共団体が処理すべき事務についての従来の区分、すなわち、「その公共事務」、「法律又はこれに基づく政令により地方公共団体に属するもの(いわゆる委任事務)」、「その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないもの」という三分を廃し、それに代えて「地方公共団体は、地域における事務・を処理する(二条二項)」という言い方もとっている。

改正自治法の「地域における行政」

自治体の基本的役割が「地域における行政」、「住民に身近な行政」、「地域における事務」にあるというのは当たり前のように見える。そうなのではあるが、このように自治法が規定した意義は大きいのである。「地域における行政」は地域的な性格を有する行政を担う主体が地域的な統治団体、すなわち地方自治体であることを示し、「住民に身近な行政」は日常生活等に密接に関わりのある行政サービスを享受する住民の側から地方公共団体の行政を表現し、「地域における事務」は普通地方公共団体が一定に地域において幅広い事務処理権能を有していることを規定したものである。

これらの規定は自治体の役割の拡充・充実を図ろうとする意図から出ており、国は国でなければできない分野に精力を注ぎ、それ以外の分野への関わりは極力少なくしていくことを意味している。この基本原則を具体的な事務事業のレベルでどう生かす切るのが地方自治新時代の自治体の課題である。

(東京大学大学院総合文化研究科教授
大森 彌)

解 説

平成12年度予算概算要求重点施策

厚生省

介護保険の円滑なスタートに全力

少子化関連、廃棄物対策にも重点

厚生省の平成十二年度予算概算要求がまとまった。総額は一般会計ベースで前年度比三・一％増の十六兆七千四百八十九億円。このうち、年金、医療、介護など社会保障関係費は高齢者人口の増加などに伴う自然増分四千六百億円を確保、同二・九％増の十六兆一千三百九十九億円を計上した。十二年度に導入する介護保険関連では、保険を通じて提供されるサービスの総費用を四兆三千億円と見込んで、国の負担分として一兆二千九百七十二億円を措置、円滑なスタートに全力を挙げる。このほか、子育て支援などの少子化対策、廃棄物対策にも力を入れた。

児童手当などは予算編成過程で保険料の軽減などの介護保険の円滑な導入を目的とした特別対策経費と、公明党などが求めている児童手当拡充の費用は、概算要求基準シリング）で年末までの予算編成過程で検討することとされたため、今回の概算要求での要求は見送られた。自然増分の内訳は、年金千七百億円、医療費三千四百億円、福祉その他一千億円の計六千四百億円。ただ、介護保険導入の効果として、国費が前年度より千五百億円の減額が見込まれるため、全体の自然増分は四千六百億円に抑えられる。

ミレニアム関連に一七七億円
二十一世紀に向けた経済新生特別枠の「ミレニアム 千年紀）・プロジェクト」には、総額百七十七億円を計上。人間の遺伝子の構造とその機能を解明し、がんなど病気の予防

・治療のほか、新しい医薬品開発に役立てる「遺伝子解析による疾病対策・創薬等推進事業」（百六十二億円）に取り組みほか、全国の事業所などで保管されている有害化学物質のポリ塩化ビフェニール（PCB）の無害化処理施設をモデル的に整備する、ゼロPCB支援プロジェクト（十五億円）に乗り出す。ただ、ミレニアム関連事業の一部は、年末にも編成される十一年度第二次補正予算案に盛り込まれ、前倒し実施される可能性もある。

社会保障関係費の内訳は、年金関係が五兆二千九百九十億円、医療関係が六兆七千五百二十五億円、介護関係が一兆二千九百七十二億円など。年金関連では、年金給付費国庫負担金のほか、政府・自民党が十二年度の導入を目指している確定拠出型年金制度の導入に伴う業務処理システムの開発経費（二十二億円）を盛り込んでいる。

介護保険総費用、四兆三千億円
介護保険関連ではまず、介護保険が適用される来年度の介護サービスの費用総額を四兆三千億円（初年度のため十一月分）と試算。これに基づき、利用者の自己負担分を五千二百億円と設定した。残る三兆七千九百八十億円が給付費の総額となり、その半分の一兆八千九百九十億円が公費負担額となる。その結果、調整交付金を含めた国庫負担は、給付費総額の二五％に当たる九千五百億円、都道府県と市町村の負担分はそれぞれ四千七百五十億円となる。概算要求ベースで同省が試算した

来年度の介護サービスの供給量は、在宅サービスが百九十八万四千人、施設サービスが七十五万人の二百六十八万九千人。

在宅サービスの内訳は、「要介護1」が七十一万七千人、「要介護2」が三十二万四千人、「要介護3」が二十一万一千人、「要介護4」が十四万六千人、「要介護5」が十七万七千人、「要支援」が四十七万九千人となっている。

一方、施設サービスの内訳は、介護療養型医療施設十九万七千人、介護老人保健施設二十万五千人、介護老人福祉施設三十万四千人としている。

要介護認定事務交付金に二百六十億円

これ以外にも介護保険の運営に必要な経費として、四十一・六十四歳の被保険者が支払う保険料の一部二千九百億円を国が負担するほか、財政安定化基金への国の拠出分として二百二十億円を計上。さらに、市町村が行う要介護認定の事務費交付金二百六十億円を盛り込んだ。

介護サービスの基盤整備では、十一年度で終了する新高齢者保健福祉推進十力年戦略（新ゴールドプラン）を受け、十二年度からは新たなプランに移行することになっている。ただ、新プランは各市町村が策定中の介護保険事業計画に盛り込んだ施設整備を積み上げた形となるため、今回の概算要求ではプランの形ではなく、国が補助する施設ごとに個別の整備費二千二百八十三億円を計上している。

活 動

その内容を見ると、施設サービス関連が特別養護老人ホームが一万八千人分、老人保健施設七千人分、介護利用型経費老人ホーム(ケアハウス)五千八分、高齢者生活福祉センター二百カ所、在宅サービス関連がショートステイ六千人分、デイサービス千二百カ所、在宅介護支援センター二百カ所、老人訪問看護ステーション千カ所となっている。

介護保険の特別対策、十月末にも

また、介護保険導入を円滑に進めるための特別対策経費については、七月に自民党の丹羽雄哉政調会長代理(当時、現厚相)が六十五歳以上の高齢者が支払う保険料を三年間半

核燃料事故で緊急要望

三団体が小淵総理等に面談

全国町村会と全国知事会、全国市長会の三団体は、去る九月三十日に茨城県東海村で発生した核燃料加工施設の臨界事故について緊急要望を決め、十月八日に三団体の代表が小淵総理大臣、中曽根科学技術庁長官などに面会し、再発防止や緊急事態発生時の体制整備などに万全を期するよう要請した。全国町村会からは齋藤和夫常任理事(茨城県関城町長)が参加した。緊急要望は次のとおり。

原子力関係施設の事故に関する緊急要望

平成十一年九月三十日茨城県東海村の核燃料加工施設において発生した臨界事故は、我が国の原子力史上最も重大なものであり、住民生活に大きな不安を与え、原子力の安全確保に対する信頼を著しく損なうこととなり、誠に遺憾である。

今後の原子力行政の推進に当たっ

ては、今回の事故を踏まえ、再発防止に向け万全を期すとともに、住民の信頼を早急に回復する必要がある。よって、国においては、下記事項など必要な対策を緊急に講じられるよう強く要望する。

記

- 1 再発防止対策について
今回の事故原因の徹底究明はもとより、原子力関係施設に対する総点検を速やかに実施するほか、安全審査基準の抜本的見直し等安全規制の徹底を図ること。
- 2 緊急事態発生時の体制整備について
万一の事故発生における迅速な状況把握及び情報伝達を徹底するとともに、原子力事故の特殊性を踏まえた国の責任を基本とする緊急時の体制の整備、防災資機材の整備を行うこと。
- 3 保安管理体制の徹底

額とする案を提唱している。この措置に必要な国費は十二年度で約三千八百億円の見通し。一方、自由党は財源をすべて公費で賄い、保険料を徴収しない税方式を主張。公明党は在宅介護は保険方式とし、費用のかかる施設サービスを公費負担とするよう唱えるなど、財源問題をはじめ各党の考え方には開きがある。

- 4 関係法制について
以上の対策を効果的に推進するため、新法を含め所要の立法措置を講じるとともに、「原子力損害の賠償に関する法律」等既存の法律の適切な運用を図ること。
- 5 風評被害対策等について
いわゆる風評による被害が大きいことにかんがみ、速やかに安全性の確認を行い、政府を挙げて農水産物や地域環境の安全PRに最大限の取り組みをするとともに、広範にわたる経済的な損失について適切に対処すること。
- 6 財政負担について
緊急時の避難対策や健康診断等住民の不安解消対策、さらには防災対策に必要な資機材の整備等、地方公共団体の財政負担については国において十分な措置を講じること。

核燃料物質を取扱う施設については、取扱い状況が常に把握できる設備や中性子も検出できるモニタリング設備を施設周辺に整備するよう、保安管理体制の確立について事業者に対して指導徹底を図ること。

自民党は当初、高齢者の保険料負担軽減などの対策を十月にスタートする市町村の要介護認定までにまとめる考えだったが、九月中旬の自民、自由、公明の政策協議では、新しい連立政権発足後の十月末まで結論を先送りすることとなった。今後、与党間の協議が本格化するが、調整には難航も予想される。

認定漏れの高齢者対策で新事業

高齢者対策ではこのほか、介護保険の対象とならない在宅の高齢者に対する生きがい・健康づくり施策の推進経費百三十億円を計上。現行の在宅高齢者保健福祉推進支援事業十一年度予算額百億円を廃止し、「介護予防・生活支援事業」を創設する。具体的には、要介護認定で「自立」と判定された高齢者に対し、要介護状態とならないようにするための介護予防サービスや、生活支援的な家事援助サービスを提供する市町村に助成する。また、市町村が現在行っている介護保険導入で法定外給付となる配食サービスや寝具乾燥サービスなどを、単独事業として継続する場合に活用することも可能だ。

介護保険関係ではこのほか、離島や山村などの条件不利地域を対象にしたホームヘルパー養成事業を創設する(四億二百万円)。これら地域では、在宅サービスの採算性が低く、民間事業者の進出が期待できないが、緊急にヘルパーを確保する必要があるため、事業費の全額を補助する考え。

実施主体は都道府県で、養成対象は、離島、山村の各振興法、奄美、

政 策

小笠原、沖縄の各特別措置法の指定地域など、厚相が介護報酬の割り増しを認める地域で働くヘルパー。都道府県ごとの養成研修計画に位置付けられたものを補助対象とするもの、養成研修を都道府県が行うか、市町村や市町村の社会福祉協議会に委託するかなどは問わない。ただ、大蔵省は全額国費で負担することに強く反対しており、調整は難航も予想される。

障害者対策では、障害者プラン（八十四年度）の推進に同九・七%増の二千七百九十四億円を計上した。十二年度の要求は、地域生活援助事業グループホーム・福祉ホーム一万五千四百七十五人分（二千六百三十八人増）、授産施設・福祉工場六万六千七百七十四人分（三千五百十三人増）、身体障害者療護施設二万三千三百八十六人分（千三百人増）、知的障害者更正施設九万三千六百九人分（千三百五十一人増）など。訪問介護員（ホームヘルパー）は八十一年度の累計で三万二千八百人増員（七年度比）しているが、十二年度はさらに四千四百人増やし、累計で三万七千二百人増とする。

また、障害者の社会参加を促すため、盲ろう者向け通訳・介護員派遣事業を試行的に実施。授産施設での活動の活性化を目指し、共同受注の促進や商品開発などを援助する特別対策を実施する（六千万円）。

待機児童解消へ入所枠を拡大

子育て支援策ではまず、保育施策を充実させる。緊急保育対策五カ年事業が十一年度で終了するが、政府

は少子化対策についての基本指針を年内にも取りまとめる予定で、具体的な数値目標はその方針を受けて策定される見通し。

概算要求に盛り込まれた個別の保育施策を見ると、保育所に入れない待機児童の解消を目指し、三歳未満児の受け入れ枠を一万五千人上積みして五十九万九千人に、三歳以上の受け入れ枠も五万五千人拡大して百二十八万人とする。また、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育を千力所増やして八千力所、一時保育を三百力所拡大して千八百力所、地域子育て支援センター事業も三百力所上乗せして千八百力所とする。

産後の体調不良などのため、育児・家事が困難な家庭を支援する「産じょく期ヘルパー」事業を創設する（六千九百万円）。両親と同居していない核家族の家庭に対し、生後一週間～一カ月の新生児期に十日程度、保健婦や保育士、子育て経験のある育児ボランティアらを派遣し、おむつの交換や授乳、買い物、掃除、洗濯、育児相談などを行う。実施主体は市町村で、国が三分の一を補助する。一回の派遣時間は半日程度、年間二万人程度の利用を見込んでいる。双子や三つ子などの多胎児出産の場合には、一カ月を超えても派遣を認めるなどの弾力的な運用を考えている。

土、日にも乳幼児健診

また、現在は平日に行われている市町村の乳幼児健診や保健指導を土、日曜日や祝日にもできるようにする（四千四百万円）。平日に休暇

を取って受診せざるを得ない共働き世帯などに配慮した措置。初年度はまず百市町村でモデル的に実施し、週末や祝日の健診などに対するニーズが多ければ、十三年度以降も対象市町村を増やす考えだ。

計画では、市町村が平日以外にも週一回、土・日曜日、祝日の中から健診日を設ける。健診に必要な医師や看護婦、保健婦らを手当てする人件費を、国と都道府県、市町村が三分の一ずつ負担する。妊婦や乳幼児の保護者を相手に市町村が行っている保健指導も補助対象とし、妊娠や出産、育児についての相談や指導の体制も充実させる。

母子保健対策では、都道府県の保健所などで不妊治療の効果やコスト、実施場所などの情報を提供する体制を整える（二百五十万円）ほか、多胎児を抱える家庭に対し、ベビーシッターや、ベビーベッドのような育児用品など子育て支援のための情報を提供する事業にも乗り出す（七百万円）。

中一女子全員に「女性手帳」

また、女子中学生に正しい性知識や、若年期の喫煙・飲酒が母体と与える悪影響などの健康問題を分かりやすく説明した「女性手帳」（仮称）を配布する（三千四百万円）。都道府県それぞれに特色のあるA6判程度のコンパクトな手帳を作ってもらい、文部省の協力を得て、約六十五万人の中学一年の女子生徒全員に配る。性体験の低年齢化や性感染症の拡大などを踏まえ、思春期から妊娠、出産後までの女性の自己管理に役立つ

てもらおうのが狙い。

手帳では、子供を産むか産まないかの選択は女性の主体的な意思で決めるという「リプロダクティブヘルス・ライツ」の考え方に基づいて、性交や避妊に対する決定権は女性側が持っていることを呼び掛けるほか、正しい避妊や性感染症予防の方法などをコンパクトにまとめる。また、喫煙・飲酒による胎児への影響や、出産後の育児ストレスなど女性の健康問題を取り上げたり、無理なダイエットによる食生活の乱れなどを踏まえて、バランスの取れた食事が骨粗しょう症予防につながることを訴えたりして、健康管理に活用してもらおう考えだ。

虐待防止で百市町村に協議会

深刻化している児童虐待防止のための施策も強化する。まず、地域の保健、福祉、医療、警察などの関係機関が連携して虐待防止に取り組みネットワークとして、「市町村虐待防止協議会」を設置する（四千三百万円）。協議会は市町村の福祉事務所、保健所、保健センターが中心となり、学校や幼稚園・保育所、地域の児童委員、社会福祉協議会、医師会、警察、弁護士などが参加する。「子供の様子がおかしい」など虐待が疑われる情報を関係者がきめ細かく交換し、虐待の早期発見を目指す。初年度はまず、全国で計百市町村、各都道府県に少なくとも一カ所以上モデル的に整備したい考えだ。協議会の運営費や啓発費用などを国、都道府県、市町村が三分の一ずつ負担する。

政 策

併せて、全国百七十四の児童相談所に「児童虐待対応協力員」を一人ずつ配置し、都道府県レベルの児童相談機能を強化する(一億七千万円)。協力員は全国でわずかに約千三百人しかいない児童福祉司の仕事をサポートする。具体的には、児童相談所のOBや教員経験者、虐待防止に取り組むボランティアなどを起用し、虐待事例の調査や対応、関係機関との連絡などに当たる児童福祉司を手伝う。国は協力員の人件費の二分の一を都道府県に助成する。

このほか、主任児童委員に対する児童虐待に関する専門研修を実施するとともに、新たに保健婦らを対象とする研修事業をスタートさせる(九千四百万円)。児童相談所と連携しながら、地域に密着したきめ細かな相談活動を行う児童家庭支援センターも十五カ所増やして計四十カ所とする(一億六千二百万円)。

福祉サービスの内容を行政が決める現行の「措置制度」から、利用者が契約でサービスを選ぶ利用制度に転換する「社会福祉基礎構造改革」を円滑に進めるため、「福祉サービスに関する苦情解決制度」を新設する(二億六千六百万円)。施設内で第三者立ち会いの下に苦情を解決する方法と、都道府県ごとに設置する中立的な第三者機関が調整する二つの仕組みを設け、利用者の利益を保護する体制を整える。このほか、第三者機関による福祉サービスの評価事業を試行的に実施する(四千五百万円)。

百トン未満の小規模焼却炉にも補助

廃棄物関係予算では、ダイオキシン対策として、市町村が設置する一般ごみ焼却施設のうち、一日の処理能力が百トン未満の小規模な焼却施設についても新たに国庫補助の対象に加える。同省はダイオキシンの排出濃度が高い小規模焼却施設を、都道府県ごとに発生が少ない大規模焼却施設へと集約する広域化を進めているが、地理的制約などからすべての施設を大規模化することは難しいと判断。都道府県の広域化計画で位置付けられているやむを得ない場合に限り、財政支援する方針だ。

補助対象となるのは、ダイオキシンの新しい排出基準に適合する小規模焼却施設の新設。補助率などの詳細は今後詰めるが、処理能力百トン以上の施設に適用されている四分の一(公害防止計画策定地域は二分の一)を軸に調整する。

焼却施設の大小を問わずに補助率を現行の四分の一から二分の一にアップさせる問題については、「補助率引き上げを含む財政支援の拡充」という事項要求とした。現時点では、大蔵省が補助率の引き上げには難色を示しており、十二年度からの実現は厳しい情勢だ。

また、一般ごみ最終処分場のうち、汚水の流出を防ぐ遮水シートを備えていないなど構造が不適正な処分場を閉鎖する際、周辺への汚染防止に必要な費用を財政支援する。同省の調査で、構造上の不備を指摘された施設の中に、国の地下水や排水の基

準を超えたものが四十二施設もあったため、早急に必要対策を講じることが急務と判断した。

具体的には、処分場の外に汚水が拡散しないよう周囲に遮水工を設置したり、雨水が流入しないよう地表をアスファルトで覆ったりするなど、適正な閉鎖を行う市町村に対し、必要な経費の四分の一(公害防止計画策定地域は二分の一)を補助する予定だ。

分七補助 産業廃棄物処理センター、産廃

産業廃棄物対策では、産廃処理施設の立地が難しくなっていることを踏まえ、都道府県や市町村、民間事業者が第三セクター方式で運営する「産業廃棄物処理センター」に対する財政支援を強化する。現行制度では、センターに対する支援策として、主に一般ごみと公共下水道から発生する汚泥を処理する施設整備などを対象に、国が費用の四分の一を手当としている。

来年度からはこの制度を拡充し、新たな補助対象として、センターが整備する産廃の焼却施設と最終処分場、中間処理施設を加える。同省は、センターが行う安全性の高い産廃処理施設整備への財政支援を通じて、住民から信頼される施設設置を目指す。

このほか、不法投棄対策として、各市町村に一人程度の「不法投棄監視連絡員」を配置する。連絡員は、町内会長や警察OBら地域住民から任命。地域内での不法投棄の事例を保健所などに通報してもらい、産廃

の流れを管理するマニフェスト制度の充実と併せて、不法投棄の未然防止につなげる。

鉛管給水管の更新で新事業

水道関係では、水道水源となっている主要河川の流域ごとに住民や自治体が行う水質保全活動を後押しする「水道水源水質保全推進行事業」(千二百万円)を創設する。水の大切さを考える体験ツアーの開催や、水源地の森林保全に取り組んでいるボランティアの活動費の助成など、水質保全につながる地域の実情に合った多様なソフト活動を盛り込んだ計画を都道府県が策定。それに沿って行われる活動に必要な経費と計画作りに必要な経費の三分の一を国が補助する。

また、来年度から三カ年計画で、発がん性などが指摘されている鉛を使った給水管の交換を促す「鉛管更新事業」に乗り出す。同省は水道水に含まれる鉛の基準を十五年度から強化する考えだが、現在は配水管から家庭に水を供給する給水管の敷設は利用者の個人負担が原則のため、このままだと給水管の交換が進まず家庭で使う水道水が基準を満たさない可能性がある。このため、市町村など水道事業者が公費で鉛製の給水管を更新する場合、水道事業の建設コストに応じて、費用の三分の一四分の一を国が補助する。補助対象は、道路下にある配水管から屋外に設置された水道メーターまでの給水管の更新とする方針だ。

(時事通信社 三浦一紀)

活 動

永年の功績を称え自治大臣表彰

町村長三十四名、町村議会議員三十一名が栄誉

自治省の「平成十一年度市町村長

及び市町村議会議員自治大臣表彰式」が十月五日、東京・平河町のマツヤサロンで挙行され、町村長三十四名(現十五名、元十九名)、町村議会議員三十一名(現十名、元二十一名)、市議会議員一名(元一名)が表彰を受けた。

式典では野田自治大臣代理の中川浩明自治省行政局長が式辞の中で「多年にわたる皆様の地方自治の発展における功績に深く敬意を表する。二十一世紀に向け時代の要請に対応した地域づくりへのさらなる努

力に期待する。」と述べた。

その後表彰式に移り、町村長を代表して野中一三京都府園部町長、町村議会議員を代表して朝倉英隆北海道虻田町議会議員に中川行政局長から表彰状と記念品が授与された。

次いで来賓として和田洋子参議院地方行政・警察委員長、山本文男全国町村会長、大谷忠志全国町村議会議長が祝辞を述べた。最後に被表彰市町村長を代表して堀端 宏大阪府藤井寺市長、被表彰市町村議会議長を代表して田下一夫北海道留萌市議会議長が謝辞を述べ祝典は終了。その後祝賀懇談会が開かれ、赤崎義則全国市長会会長の挨拶で始まり、なごやかな歓談が行われた。



表彰を受けられた町村長各位



町村長代表、野中一三京都府園部町長(左)

被表彰者名

◆町村長

- 北海道 奥尻町長 越森 幸夫
- 北海道 元美幌町長 大上 重文
- 北海道 元早来町長 柴田 勝治
- 青森県 元藤崎町長 小笠原 盛
- 青森県 元南部町長 谷内 政美
- 岩手県 藤沢町長 佐藤 守
- 秋田県 井川町長 齋藤 正肇
- 福島県 元天栄町長 松崎 岩男
- 茨城県 境 町長 橋本 正士
- 栃木県 栗山町長 齋藤喜美男
- 埼玉県 元両神村長 山中倉次郎
- 神奈川県 元大井町長 瀬戸 洋二
- 新潟県 元吉田町長 宇佐美三郎
- 富山県 元大門町長 鳥帽子田清
- 長野県 元望月町長 佐藤 幸男
- 愛知県 元阿久比町長 山内 和夫
- 愛知県 元東浦町長 井村 徳光
- 三重県 元長島町長 伊藤 仙七
- 京都府 元園部町長 野中一三
- 京都府 元峰山町長 増田 桂一
- 兵庫県 元津名町長 柏木和三郎
- 奈良県 元菟田野町長 沖中 秀夫
- 鳥根県 元邑智町長 林 興平
- 岡山県 元長船町長 松村 敏夫
- 岡山県 元賀陽町長 竹竝 堅
- 岡山県 元作東町長 江見 晴則
- 高知県 元夜須町長 奥田孝次郎
- 佐賀県 元有明町長 井崎 元作
- 熊本県 元菊陽町長 富永 清次
- 熊本県 元深田村長 前原 弾郎

◆町村議会議員

- 北海道 元厚田村議長 渡辺 不退
- 北海道 元福島町議長 奈良 光春
- 北海道 元森町議長 倉地 孝男
- 北海道 元南幌町議長 小川 松藏
- 北海道 元浦臼町議長 高田 武夫
- 北海道 元比布町議長 星野 義雄
- 北海道 元音威子府村議長 中川 政義
- 北海道 元初山別村議長 麻里英三郎
- 北海道 元訓子府町議長 西森 利雄
- 北海道 元虻田町議長 朝倉 英隆
- 北海道 元早来町議長 阿部 文雄
- 北海道 元上土幌町議長 天野 慶
- 北海道 元浜中町議長 工藤 孝
- 秋田県 元阿仁町議長 佐藤 時幹
- 山形県 元山辺町議長 村岡 俊一
- 福島県 元館岩村議長 君島 茂雄
- 千葉県 元神崎町議長 平田 公佐
- 新潟県 元刈羽村議長 猪俣 政成
- 京都府 元宇治原町議長 藤田 善之
- 奈良県 元元群町議長 北川 義一
- 奈良県 元黒滝村議長 山本 源作
- 鳥根県 元大和村議長 黒川 末賣
- 広島県 元上下町議長 今岡 徳光
- 香川県 元宇多津町議長 藍川 保一
- 高知県 元大川村議長 合田 司郎
- 福岡県 元芦屋町議長 平若 實
- 福岡県 元苅田町議長 松本 輝美
- 佐賀県 元白石町議長 喜多 榮一
- 熊本県 元免田町議長 松本 秀信
- 鹿児島県 元上甕村議長 池脇 學
- 鹿児島県 元根占町議長 平瀬戸 茂

(敬称略)

活 動

平成10年度 町村有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二二三条の二第一項の規定に基づいて町村有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。本年九月十六日開催の評議員会において、平成十年度事業概要及び決算について認定をえたので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、町村有物件災害共済規約の、『地方自治法同条第二項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

町村有建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二二三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町

村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大の協力を得て事業は逐年向上し、事業基盤は安定をみている。事業の運営にあたっては、内容の拡大と制度の充実に努め、また、再三にわたって共済基金分担金基率の引下げを行うとともに給付内容の改善をはかり、共済委託町村の財政負担の軽減に努めているところである。本年度の収支状況は、収入額二二

億五、一五三万余円(前年度比四・四%増)、支出額一〇五億六、三七〇万余円(前年度比二四・二%増)で一五億八、七八三万余円の剰余金となった。この剰余金については、規約及び配分金規定にもとづき、その二分の一を運営準備積立金に繰入、二分の一を都道府県町村会に配分金として支出した。本年度の受託及び罹災状況等は次のとおりである。

1、受託状況
本年度の受託実績は表(1)のとおりである。

受託件数は三七二、八五一件で、前年度比六、六七六件(一・八%)の増となった。また共済責任額は前年度比三兆五、三五七億余円(一一・六%)増の三・三兆六、〇二億余円となった。収入分担金は八八億一、八三三万余円で前年度実績八三億二、二四四万余円に比し四億九、五九三万余円(六・〇%)の増となった。

2、罹災状況
本年度の罹災状況は表(2)に示すとおりである。建物共済(ガラス共済分を含む)における罹災件数は三、三三三件で、前年度より一、五六三件(八八・九%)の増、支払共済金においては、前年度より一八億九、二一万余円(八〇・一%)増の四〇億五、〇六三万余円となった。

なお、収入分担金(ガラス共済分を含む)八八億一、八三三万余円に対する損害率は四五・九%である。

3、用途別罹災状況
用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。支払共済金においては、学校関係が依然多くなっているが、用途別の損害率においては、近年、住宅、環境衛生施設が高くなってきている。

用途別の一罹災当りの平均支払共済金額は一、二二八、六〇一円となっている。

4、災害見舞金
災害見舞金は自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、本年度においては表(4)のとおりである。

5、諸積立金
本年度末における基金積立金(財産

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成10年度, 平成9年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担額.

注 収入分担金にはガラス共済分を含む。

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成10年度, 平成9年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 4 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係, 役場庁舎, 医療施設, etc.

注 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、()は各用途別区分の分担金収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 4 columns: 区分, 平成10年度, 平成9年度, 比較増減. Rows include 件数, 災害見舞金給付額.

表(5) 消防設備資金貸付状況

Table with 5 columns: 貸付年度, 貸付件数, 貸付額, 償還済額, 本年度末貸付残金. Rows include 平成4年, 平成5年, etc.

活 動

表(6) 平成10年度建物災害共済事業損益計算書(概要)

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 会 議 費	10,659,617	1. 共済基金分担金収入	8,818,374,753
2. 事 務 所 費	693,441,666	2. 財 産 収 入	718,715,582
3. 事 業 費	6,692,265,747	3. 他 会 計 繰 入 金	344,742,857
4. 事業創設50周年記念事業費	49,196,710	4. 雑 収 入	500,290
5. 財 産 費	719,215,872	5. 前年度責任準備金戻入	2,269,200,022
6. 次年度責任準備金繰入金	2,398,923,905		
7. 諸 支 出	1,587,829,987		
合 計	12,151,533,504	合 計	12,151,533,504

表(7) 自動車共済受託実績

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成10年度	台数 149,306台	153,185台	152,574台	延 455,065台
	収入分担金 1,759,223,990円	1,137,648,980円	757,407,090円	3,654,280,060円
平成9年度	台数 146,973台	151,120台	150,465台	延 448,558台
	収入分担金 1,730,726,600円	1,101,503,720円	740,252,710円	3,572,483,030円
比較増減%	台数 2,333台 (1.6%)	2,065台 (1.4%)	2,109台 (1.4%)	延 6,507台 (1.5%)
	収入分担金 28,497,390円 (1.6%)	36,145,260円 (3.3%)	17,154,380円 (2.3%)	81,797,030円 (2.3%)

表(8) 自動車共済損害状況

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成10年度	件数 7,913件	3,032件	106件	延 11,051件
	支払共済金 1,116,899,986円	496,631,252円	385,052,130円	1,998,583,368円
	損害率 (63.5%)	(43.7%)	(50.8%)	(54.7%)
平成9年度	件数 7,474件	2,913件	78件	延 10,465件
	支払共済金 1,046,251,325円	482,935,980円	192,982,573円	1,722,169,878円
	損害率 (60.5%)	(43.8%)	(26.1%)	(48.2%)
比較増減%	件数 439件	119件	28件	延 586件
	支払共済金 70,648,661円	13,695,272円	192,069,557円	276,413,490円
	損害率 (3.0%)	(0.2%)	(24.8%)	(6.5%)

表(9) 平成10年度自動車損害共済事業損益計算書(概要)

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 会 議 費	7,158,780	1. 共済基金分担金収入	3,654,280,060
2. 事 務 所 費	252,252,582	2. 財 産 収 入	128,376,877
3. 事 業 費	3,314,686,236	3. 雑 収 入	1,855,371
4. 財 産 費	130,232,248	4. 前年度責任準備金戻入	1,385,301,310
5. 次年度責任準備金繰入金	1,326,917,760		
6. 諸 支 出	138,566,012		
合 計	5,169,813,618	合 計	5,169,813,618

収入をもって造成)および運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は四五二億四、三二〇余円となっており、その内訳は、基金積立金二七〇億八、六〇九万余円、運営準備積立金一八一億五、七一一万余円である。

6、消防設備資金融資
共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は表(5)のとおりである。

自動車損害共済事業
町村有自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、町村有建物共済事業と同様、地方自治法第二六三条の

二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大の協力を得て事業は逐年向上し、事業基盤は安定をみている。

事業の運営にあたっては、事業内容の拡大と制度の充実に努めているところであり、とりわけ、各種自動車の事故も年々多様化しており、自動車の事故によって生じる事故処理については、早期かつ適切な示談交渉の推進をはかるため、「弁護士委任制度」を実施するとともに、各支部に査定専門員を配置し査定体制の強化を図っている。

本年度の収支状況は、収入合計額五一億六、九八一万余円(前年度比四・三%増)、支出額五〇億三、一一五万余円(前年度比七・八%増)で差引き

一億三、八五六万余円の剰余金となった。この剰余金については、規約及び配分金規定にもとづきその二分の一を運営準備積立金に繰入、二分の一を都道府県町村会に配分金として支出した。

本年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。

1、受託状況
本年度の受託実績は、表(7)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、三六億五、四二八万余円で前年度実績三五億七、二四八万余円に比し、八、一八〇万余円(二・三%)の増となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一四九、三〇六台で前年度比二・三三三(一・六%)の増、収入分担金一七億五、九二二万余円で、

前年度比一、八五〇万余円(一・六%)増となった。また、賠償共済においては対物賠償共済一五三、一八五万台で前年度比二・〇六五(一・四%)、対人賠償共済一五二、五七四万台で、前年度比二、一〇九(一・四%)それぞれ増加し、収入分担金は対物賠償共済一億三、七六五万余円で前年度比三、六一五万余円(三・三%)、対人賠償共済七億五、七四二万余円で、前年度比一、七一一万余円(二・三%)それぞれ増加した。

2、損害の状況
本年度の損害状況は表(8)のとおりである。

損害件数は車両共済で七、九三三件前年度比四三九件、対物賠償共済三、〇三二件で、前年度比一一九件、対人賠償共済一〇六件で、前年度比二八件それぞれ増加した。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済三・〇%、対物賠償共済二四・八%それぞれ増加したが、対物賠償共済は〇・二%減少した。

3、支払備金
既発生事故であって共済金が未請求となっているものについて、損害共済金を概算見積り(千円未満切り捨て)のうえ本年度支払備金として三六四件、三億四、七五二万余円を計上した。

4、諸積立金
本年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)および運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は一三四億六、二五六万余円となり、その内訳は、基金積立金二七億二、九四四万余円、運営準備積立金一〇七億三、三二二万余円である。

随 想

我が町



徳島県町村会長
 鷲敷町長
 助岡克則

随 想

東西一〇キロ、南北六キロ、面積三〇平方キロ、阿南市に隣接する小さな町が私の町です。町の中心部を国道一九五号線が東西に走り円生谷橋から南にカーブして高知市につづいています。遠く四国の霊峰剣山（つるぎの山）に発した県下第二の那賀川は、延々一二五キロを南北に貫流し阿南市を通って太平洋に注ぎ、又、東からは国道沿いに中山川が、南からは林道沿いに南川と、小さな川が二つ町の中心部で合流して那賀川に流れ込んでいます。

四国霊場の一つ、太龍寺には、平成四年四国ケール株式会社を誘致し、同七年ロープウェイが架設されました。約一二〇〇キロメートルに及ぶ四国遍路道を世界遺産に登録しては、と言う声が四国四県のあちこちからあがっています。

り、やがてまとまった形になるものと思います。

那賀川の一角にある阿波八景十二勝の一つ鷲敷ラインは、激流渦を巻き岩を噛み奇岩怪石は累々と群生し春は野草が咲き誇っています。なかでも鷲敷菊や那賀川野菊が岩間に楚々として咲いている風情は美しく、春から初夏にかけては家族づれや多くの若者たちに親しまれています。

此処は、日本屈指の天然の力又一競技場でもあって、四八国体開催後は、ジュニア選手権大会や全日本大会が毎年七月に行われていたが、今年は、十一月十二日から十四日まで、「99スラロームジャパンカップ」第四戦と、「99スラローム選手権大会」並びに第七回スラロームワイルドウォータージュニア選手権大会が行われま

す。二〇〇〇年の海外派遣日本代表選手を決める大会でもあるわけです。

本町ではB&G財団による体育館やカヌー並びに艇庫を設け、競技力の向上や初心者向きのコースをつくり普及につとめ、年間数千人の若者が楽しんでいきます。

昭和六十年十月大塚製薬さんと誘致覚書を交しました。直接間接を問わずその波及効果は大きく、町づくりについては図り知れない程のウエイトを占めています。

特筆したいことは、毎年お盆に行われる野外ロックコンサートです。「エキサイティングサマーインワジキ」のタイトルのもとで毎年四アーティストを招聘しており、かつて、シャ乱Qや安室奈美恵が来たときは三万人近くの若者がやって来たのには驚かされました。このイベントも今年で十回を迎えますが、毎年万余の人々が集い真夏の中での若者の祭典としてすっかり定着致しました。このイベントは、大塚製薬さんと町の青年たちで企画運営いたしています。

平成二年に計画し進めてきたシルバレーレッツジ構想は、「高齢者を孤独におかない」を原点と定め、六・五ヘクタールの用地を確保して各種施設をつくりました。中核

随 想

施設のデイサービスセンターは、円形のトンガリ帽子風のユニークな外観と、内部はゆったりとした多くの部屋をとっており、このセンターを中心として周囲にゲートボール場や趣味の館を配し、更に福祉法人平成博愛会による老健施設「ケアホームワジキ」八〇ベツトを誘致しました。又、活気あるゾーンづくりを思い野球グラウンドや児童公園をつくり四月にオープン致しましたが、今後は公営住宅やケアハウスを予定致してまいります。

昭和六十年に計画した農村下水道事業は、現在四期工事を施行しており、来春供用開始の予定で整備率は八〇パーセント近くになります。工事の出来難い地域には合併浄化槽を奨めており、思い切った町費補助により数年後には一〇〇パーセント達成が予想されます。九九パーセントの水道と相俟って、清潔で明るく近代的な住環境が確保出来ます。

苦勞に苦勞を重ねてやっと人口減少が止まったかなあ!!と思ったら、新過疎法のボーダラインで浮き沈みです。まだまだ基盤は脆弱でありあと一押しの方策が必要です。

今、二十一世紀を考えて従来のプロジェクトに取り組んでいま

す。それは、鷲敷工業団地の東側の山林三六ヘクタールを予定し、三つにゾーン分け致しました。一つは文教ゾーンとし第二第三は既存や新規企業、更には住宅や公園も含めたゾーンです。この事業の成否が我が町の盛衰に大きく影響を及ぼすものと認識しています。緑豊かな小さな町を、東からは中山川が、南からは南川が、西からは那賀川が、しかも手を伸ばせば届くところを流れながら、東部地区、中央地区、西部地区と三分割して中央地区の北の端「田野地区」で合流し大河となって流れています。正に我が町は、天然の自然公園であると思っています。明石大橋が開通して近畿は指呼の間にあると言え、自然指向の時代潮流は、私たちの努力とともに町づくりへの夢を運んでくれることを信じ、更なる前進をつづけて行きます。

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

情 報

政策レーダー

政策レーダー

平成十年老人保健施設調査まとめ

―厚生省―

厚生省はこのほど、平成十年の老人保健施設調査の概況をまとめた。『老人保健施設』とは、「疾病、負傷等により、寝たきり状態になった老人等に対し、介護及び機能訓練、その他必要な医療を行うとともに、日常生活上の世話をを行う施設」と定義されているが、同調査の目的は、全国的同施設の分布及び機能の実態、入（退）所者・通所者及び従事者の利用状況等を明らかにし、老人保健福祉行政の基礎資料を得ることとしている。

調査によると、施設数は平成十年十月現在二、一八四施設（前年比三三・一施設増）、入所定員は一九万四五七人（同二万八、一七七人増）で、開設者別では「医療法人」が一、六一五施設（七三・九％）、「社会福祉法人」が三四四施設（一五・八％）、「地方公共団体」が一・二施設（五・一％）となっている。

「痴呆性老人加算」定員のある施設は一、三九一施設、「痴呆専門棟加算」定員のある施設は四二七施設、「日帰りリハビリ」は一、一七一施設となっている。

施設在所期間をみると、「三カ月未満」が四三・五％と最も多く、次いで、「三丁六カ月未満」が二七・五％と、在所者の七割以上が六カ月未満であり、平均入所日数は二二〇・七日、平均利用料は月額六万五、四一九円となっている。また、退所先の状況は、四六・六％が「家庭」、三六％が「医療機関」、一一％が「社会福祉施設」である。

多自然居住の整備方で報告書

―国土庁―

国土庁は、過疎地域等において良好な生活環境を実現するための整備支援調査報告書を取りまとめた。

これは、過疎地域等が二十一世紀の新たな生活様式を実現する国土のフロンティアとして期待されている状況を踏まえ、多自然居住地域の実現に向けた良好な生活環境を形成するための今後の地域整備の方策を明らかにするため、地域構造を踏まえたモデルスタディを行うとともに、地域資源の保全や利活用を通じた地域の個性化、新たな地域コミュニティの形成方策、多自然居住地域の形成戦略等について検討したものである。

モデルスタディについては、平成九年度の岩手県平庭高原地域、高知県四万十川流域、大分県国東半島地域に加え、十年度には福井県九頭竜川中・上流域、広島県備北地域、埼玉県秩父地域の計六地域について調査を行い、地域の特性に応じた整備ポイントを検討、整理している。

その上で、多自然居住地域の創造について、「コミュニティ」「ライフスタイル」「質の高い空間」を基本的視点に据え、また、形成戦略イメージとして①転入者等の居住形態②地域構造からの展開方向を提示、③については、多自然居住地域を「県境（奥地山間）型」「線上発展（流域・渓谷）型」「過疎点在型」「過疎集合（半島・離島）型」「ドーナツ（盆地）型」に分類、各地域に応じた整備の必要性を強調している。

市町村等における情報化の進展状況調査を実施

農林水産省の統計情報部は、平成十一年十月一日現在の市町村、農協等における情報化の状況について、調査を実施することとし、市町村等に対し協力を要請している。

現在、情報通信技術の活用で、各種情報が迅速に提供可能となり、情報通信ネットワーク社会の進展が農林水産業の発展において新たな可能性をもたらしつつあるとし、また、各地域においては、実状に応じた情報網の整備が行われ、情報を活用した特色のある地域づくりが進められているとしている。このような状況を踏まえ、全国の市町村及び総合農協を対象として、情報通信基盤の整備状況、農林水産関連情報提供の実態把握等を行う。

調査項目は、①庁舎内LAN、出先機関とのネットワーク整備の有無、住民への情報提供に利用している情報通信基盤の種類（ホームページ、FAX情報サービス、CATV等）、今後の整備予定、②情報通信基盤による住民提供情報の種類、農林水産情報の提供方法、③情報化を進めるうえでの課題、④農水省ホームページの利用状況、⑤地方統計情報組織のホームページ利用状況―等である。

提出期限は十月三十一日まで、調査結果は、農水省における今後の情報化関連施策の推進等の基礎資料として活用していく。